

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

(様式5)

最終更新日：令和7年10月30日

公益財団法人全日本空手道連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	中長期基本計画を作成し、令和4年12月9日の理事会にて承認済み。 当連盟HPでも掲載しており、会員等も閲覧可能となっている。	https://www.jkf.ne.jp/wp-content/themes/jkf-child/pdf/m_l_plan/mid_long_term_master_plan.pdf
2	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	中長期計画に「外部兼業人材の活用」を盛り込んでおり、公表している ビジョン：https://www.jkf.ne.jp/wp-content/themes/jkf-child/pdf/m_l_plan/jkf_master_vison.pdf 施策：https://www.jkf.ne.jp/wp-content/themes/jkf-child/pdf/m_l_plan/mid_long_term_master_plan.pdf ・計画策定に当たり、役職員や構成員（外部有識者）から幅広く意見を募っている ・2名の外部人材を採用、中長期計画実現に向け取組み中 ・職員と外部人材でチームを組み、一緒に事業を取組むことで育成を行っている	https://www.jkf.ne.jp/wp-content/themes/jkf-child/pdf/m_l_plan/jkf_master_vison.pdf https://www.jkf.ne.jp/wp-content/themes/jkf-child/pdf/m_l_plan/mid_long_term_master_plan.pdf
3	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	・財務の健全性確保に関する計画を策定し、公表している。 https://www.jkf.ne.jp/wp-content/themes/jkf-child/pdf/m_l_plan/jkf_master_vison.pdf ・財務の健全性確保に関する計画を策定している。（2026年度受取会費130百万円） ・計画策定に当たり、役職員や構成員（外部有識者）から幅広く意見を募っている	https://www.jkf.ne.jp/wp-content/themes/jkf-child/pdf/m_l_plan/jkf_master_vison.pdf

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
4	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	2025.6.30時点で 女性理事 7名/19名＝36.8% 外部理事 5名/19名＝26.3% 職務執行理事(常任理事)に女性を3名登用した。 女性会員の増強とともにガバナンス・コードの目標である40%を目指す。 なお、2027年6月の改選時を目標時期とする。目標達成に向け、女性役員の育成を行う。	https://www.ikf.ne.jp/board
5	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	2025.6.30時点で 女性評議員 1名/25名＝4.0% 外部評議員 0名/25名＝0% 加盟団体の上部役員が評議員となることが多いため、加盟団体に女性役員の育成を促す。 評議員の目標割合は外部評議員5%、女性評議員5%としていたが、組織としての合意形成は行っていない為、2027年5月までに行う。 なお、2029年6月の改選時を目標時期とする。目標達成に向け、女性評議員の育成、外部評議員の候補者を選定する。	
6	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	アスリート委員会を設置し、役員選出規程を改定しアスリート委員会からも理事候補者を推薦できるようにした。 ・アスリート委員会は年5回開催している ・アスリート委員会の構成について、性別や種目等のバランスに留意するとともに、委員会で取り扱う事項等を踏まえて適切な人選が行われている。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
7	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	2025年6月の役員改選において理事19名とし、適正規模の員数とした(改選前37名)。	https://www.ikf.ne.jp/board
8	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	評議員、理事は、それぞれ選任時満71歳未満、満73歳未満の者としている	
9	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数 の上限を設けること	役員の新陳代謝をはかるため、理事会にて2027年の改選期までに再任制度について整備することの合意形成を行った。 2027年6月の改選期にまでに10年を超えて在任することがないよう、再任回数 の上限を設ける。 理事改選となった2025年6月現在、10年超在任の理事はいない。	
			【例外措置または小規模団体配慮措置】	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
10	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	役員等候補者選考委員会規程を整備し、選考委員の構成員に外部有識者を配置した。	
11	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	倫理規程を整備している。	https://www.jkf.ne.jp/wp-content/themes/jkf-child/document/inner_rule/moral.pdf
12	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備している ・役員選出基準規程 ・事務局組織規程 ・業務決裁規程 ・会員規程 ・倫理規程 ・会計処理規程	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
13	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備 しているか	文書処理規程を整備している	
14	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する 規程を整備しているか	役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程を整備している	https://www.ikf.ne.jp/wp-content/themes/ikf-child/document/inner_rule/executive_compensation.pdf
15	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備 しているか	受取会費の使途に関する規程を整備している	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
16	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程 を整備しているか	標章規程、表彰基準規程を整備している。	
17	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(3) 代表選手の公平かつ合理的 な選考に関する規程その他選手の 権利保護に関する規程を整備する こと	ナショナルチーム選考規程 ・代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備しており、規程に沿って選考を行っている ・選手の権利保護については、ナショナルチーム選考規程6条8項において、選手の権利保護に関する 規程を整備している。 ・選手選考に関する規程（選考基準及び選考過程）は理事会の決議を得て公平かつ合理的な過程で実 施している ・選手選考に関する規程の素案は東京オリンピック対策本部（オリンピック終了後解散）が作成し、 理事会にて承認されている。（東京オリンピック対策本部は当連盟役員と外部有識者で構成されてい る）	
18	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(4) 審判員の公平かつ合理的な 選考に関する規程を整備すること	・公認審判規程において審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備している。	https://www.jkf.ne.jp/wp-content/themes/jkf-child/document/inner_rule/jkf_reference.pdf

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
19	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(5) 相談内容に応じて適切な弁 護士への相談ルートを確保するな ど、専門家に日常的に相談や問い 合わせをできる体制を確保するこ と	・弁護士2名と顧問契約を結んでおり、常に専門家に相談できる体制を構築しているとともに、役職員は、潜在的な問題を把握し、調査の必要性の有無等を判断できる程度の法的知識を有している ・倫理関係は、案件毎に担当弁護士と密なコミュニケーションを図ることで、法的な知識を得ている。また、過去の判例、事例等からも情報を収集している。 ・法律関係の資格は保有していないものの、担当職員は多くの案件に関わり、知識を有していることから、潜在的な問題を把握して、調査の必要性の有無を判断できる程度の能力を持っている。	
20	〔原則4〕 コンプライア ンス委員会を設置すべき である。	(1) コンプライアンス委員会を 設置し運営すること	・倫理委員会が設置され、少なくとも年1回以上、定期的に開催している。 ・倫理委員会がその機能を十分に発揮できるよう、その役割や権限事項を倫理委員会規程に明確に定め、コンプライアンス強化に係る方針や計画の策定及びその推進、実施状況の点検、リスクの把握等を組織的、継続的に実践している。 ・倫理委員会の構成員に、少なくとも1名以上は女性委員を配置している。	
21	〔原則4〕 コンプライア ンス委員会を設置すべき である。	(2) コンプライアンス委員会の 構成員に弁護士、公認会計士、学 識経験者等の有識者を配置するこ と	弁護士2名、外部有識者3名が配置されている。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
22	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	・認定コンプライアンス・オフィサー（連盟職員）のよる役職員向け労務管理講習を行った。 ・職員がNF総合支援センター法務サポート等の研修を受講した。	
23	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	・当連盟主催で選手向けのインテグリティ研修会を外部講師に依頼して実施している ・指導者については日本スポーツ協会と共同認定している指導者資格（コーチ資格）の保持を義務付け、同資格養成講習会にてコンプライアンス研修を実施している。	
24	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	NFが主催して全国審判員講習会を形競技と組手競技それぞれ毎年1回開催している。その中の座学講習において審判員としての公平性、中立性について教育している。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
25	〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	法律問題については倫理委員会の弁護士、税務・会計問題については顧問の公認会計士のサポートが得られる体制がある。	
26	〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	・監事は税理士、元金融機関勤務者が務めている。 ・経費使用及び財産管理に関する規程等を整備することなどにより、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。	
27	〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守し、スポーツ庁、JOC、JSC等の助成金を利用している。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
28	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	ホームページ上に公開している。	https://www.jkf.ne.jp/project_finance
29	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	・ナショナルチーム選考規程はホームページ上に公開している。 また、ナショナルチーム選考会についても選手の推薦基準を強化計画の中で示している。	No.17.ナショナルチーム選考規程 https://www.jkf.ne.jp/wp-content/themes/jkf-child/document/inner_rule/national_selection.pdf ・選考会関連 https://www.jkf.ne.jp/category/asc-info ・強化計画 https://www.jkf.ne.jp/wp-content/uploads/2024/12/2025%E5%B9%B4%E3%83%8A%E3%82%B7%E3%83%A7%E3%83%8A%E3%83%AB%E3%83%81%E3%83%BC%E3%83%A0%E5%BC%B7%E5%8C%96%E8%A8%88%E7%94%BB.pdf
30	〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	当連盟ホームページのガバナンスコード自己説明にて毎年公開している	https://www.jkf.ne.jp/governance_code

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
31	〔原則8〕 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	利益相反取引等管理規程を策定した。	https://www.jkf.ne.jp/wp-content/themes/jkf-child/document/inner_rule/conflict_interest_transactions_manage.pdf
32	〔原則8〕 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	利益相反取引ポリシーを策定した。	https://www.jkf.ne.jp/wp-content/themes/jkf-child/document/inner_rule/conflict_interest_policy.pdf
33	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	・ 通報窓口について、HP に掲載することで、恒常的にNF 関係者等に周知している ・ 通報相談窓口規程8 条3 項において、通報窓口の担当者に相談内容に関する守秘義務を課している ・ 通報相談窓口規程5 条において、通報者を特定し得る情報や通報内容に関する情報の取扱いについて一定の規定を設け、情報管理を徹底している ・ 通報相談窓口規程8 条1 項2 項において、通報窓口を利用したことを理由として、相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止している ・ 理事会において、NF 役職員に対して、通報が正当な行為として評価されるものであるという意識付けを徹底している	https://www.jkf.ne.jp/consultation_desk https://www.jkf.ne.jp/wp-content/themes/jkf-child/document/inner_rule/consultation_desk.pdf

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
34	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	通報・相談窓口より通報を受けた場合、受付担当より倫理委員長(弁護士)に報告がなされ、適切な措置がなされる。	
35	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	・懲罰制度における禁止行為（倫理規程4 条）、処分対象者（同2 条）、処分の内容（同8 条）及び処分に至るまでの手続（処分にに関する内規3 条）を倫理規程、処分にに関する内規によって定めている ・懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続をHP にて周知している。 ・処分審査を行うに当たって、処分対象者に対し、聴聞（意見聴取）の機会を設けることを処分にに関する内規3 条4 項に定めている。 ・処分結果は、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された書面にて告知する。	★倫理規程公開先： https://www.jkf.ne.jp/wp-content/themes/jkf-child/document/inner_rule/moral.pdf ★処分にに関する内規公開先： https://www.jkf.ne.jp/wp-content/themes/jkf-child/document/inner_rule/punishment.pdf

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
36	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	処分審査に関しては弁護士や外部有識者を含む倫理委員会が行っており、理事会へ報告、決議ののち処分を行っている。	
37	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を2026年5月までに定める。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
38	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	処分対象者にはスポーツ仲裁機構への申立が可能であることを通知している。	
39	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	危機管理規程を策定した。	https://www.jkf.ne.jp/wp-content/themes/jkf-child/document/inner_rule/crisis_management.pdf
40	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	過去4年以内に不祥事は発生していない。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	過去4年以内に外部調査委員会を設置していない。	
42	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にしている。 (2) ガイドラインにて地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うための方針等を定めている。 (3) ガイドラインにて地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行っている。	
43	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	・2017年末に各都道府県連の事務局長へ向けガバナンスに関する講習を行った。 また、各都道府県連代表からなる評議員に情報提供としてスポーツ庁の一般スポーツ団体向けガバナンス・コードを配布した。 ・2023年3月19日、2023年5月28日、2023年7月2日の3回、コンプライアンスに関する説明会を実施した。 ・2025年10月5日開催の常任委員会にて全都道府県連盟法人化の方針を提案し承認を受けた。	